

運 航 基 準

令和5年4月24日

青森県むつ市

目 次

第1章	目 的
第2章	運航の可否判断
第3章	船舶の航行

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、下北半島回遊航路及び下北半島西海岸航路及び下北西海岸イルカウォッチング航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

航 路 名	船 名	気象・海象	風 速	波 高	視 程
		港 名			
下北半島回遊航路	夢の平成号	脇野沢港	8m/s以上	0.8m以上	500m以下
下北半島西海岸航路	夢の平成号	脇野沢港	8m/s以上	0.8m以上	500m以下
		仏ヶ浦港	8m/s以上	0.8m以上	500m以下
下北西海岸イルカウォッチング航路	夢の平成号	脇野沢港	8m/s以上	0.8m以上	500m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

航 路 名	船 名	風 速	波 高
下北半島回遊航路	夢の平成号	8m/s以上	0.8m以上
下北半島西海岸航路	夢の平成号	8m/s以上	0.8m以上
下北西海岸イルカウォッチング航路	夢の平成号	8m/s以上	0.8m以上

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

航 路 名	船 名	風 速	波 高	動 揺
下北半島回遊航路	夢の平成号	7m/s 以上 (船首方向の風を除く)	波高 0.7m 以上 うねり階級 3 以上	横揺れ 10度以上
下北半島西海岸航路	夢の平成号	7m/s 以上 (船首方向の風を除く)	波高 0.7m 以上 うねり階級 3 以上	横揺れ 10度以上
下北西海岸イルカウ オッチング航路	夢の平成号	7m/s 以上 (船首方向の風を除く)	波高 0.7m 以上 うねり階級 3 以上	横揺れ 10 度以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

航 路 名	船 名	風 速	波 高
下北半島回遊航路	夢の平成号	8m/s以上	0.8m以上
下北半島西海岸航路	夢の平成号	8m/s以上	0.8m以上
下北西海岸イルカウ オッチング航路	夢の平成号	8m/s 以上	0.8m 以上

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	500 m以下
----	---------

(入港の可否判断)

- 第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港 名	気 象 ・ 海 象	風 速	波 高	視 程
脇野沢港		8 m/s以上	0.8 m 以上	500 m 以下
仏ヶ浦港		8 m/s以上	0.8 m 以上	500 m 以下

(運航の可否判断等の記録)

- 第4条の2 運航管理者（船長）は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合にお

る運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者（船長）は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が運航管理補助者と連絡をとるべき地点
- (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	5 ノット	600 rpm
微 速	13.8 ノット	1,650 rpm
半 速	18.9 ノット	2,080 rpm
航海速力	23.9 ノット	2,380 rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。

(通常連絡等)

第9条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理補助者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 通常連絡地点

航 路 名	地 点 名
下北半島回遊航路	鯛島着岸時
下北半島西海岸航路	焼山埼西方沖
下北西海岸イルカウ オッチング航路	出航30分後

(2) 連絡事項

- ① 通過又は着岸及び出港地点名
- ② 通過又は着岸及び出港時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第10条 船長は、入港10分前となったときは、運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

(1) 入港予定時刻

(2) 運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

(1) 着岸岸壁の使用船舶の有無

(2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況

(3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

(4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第11条 運航管理者（船長）と運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	運航管理事務所	簡易無線 F2D 903.0125MHz
(2)	緊急の場合	運航管理事務所	F3E 903.0375 MHzから904.9875 MHzまで 25MHz間隔79波 空中線電力0.5(W)又は船舶電話

(機器点検)

第12条 船長は入港着岸前、防波堤手前150m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第14条 運航管理者（船長）は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌等に記録するものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年12月27日より実施する。

2 この規程は、一部変更し平成29年 4月 1日より実施する。

3 この規定は、一部変更し令和 4年 9月26日より実施する。

4 この規定は、一部変更し令和 5年 4月24日より実施する。